

1. 生活交通ネットワーク計画に定めた目標達成のための取組みについて

・コミュニティバス全ルートについて

○平成 26 年度コミュニティバス利用者は約 60,000 人
(北ルート含む)

H24 年度：37,739 人、H25 年度：41,774 人



○各ルートの便により利用実績にばらつきあり

○利用者の約 60%が敬老バス乗車券等

○市内公共交通事業者への影響あり



第二次橋本市生活交通ネットワーク計画の基本方針

「効率的で持続可能な公共交通体系を造り育てる」



乗降調査・市民アンケート調査等の検証結果により
(各調査及び集計は現在実施中。以後検証等を行う)



◎持続可能な運行のためのガイドラインの策定と適用
(コミュニティバスの縮小等も含めた見直し検討)

◎既存コミュニティバス路線の一部変更

◎バス以外の移動手段の導入可能性の検討

(市内交通空白地域・交通不便地域をカバーするため検討)

***具体的なスケジュールは別紙のとおり**

・コミュニティバス北ルートについて

○平成 26 年 4 月より実証運行開始

(影響等について検証し、必要な見直しを検討)

→ 本格運行へ



○乗降調査・市民アンケート調査の実施の遅れ

（各調査及び集計は現在実施中。以後検証等を行う）

○大型スーパー閉店に伴う利用者動向の変化

→特定便・バス停における積み残し

（続行便の運行：1/22（木）よりバスによる対応中）



○北ルート本格運行に向けての対応

（乗降調査・市民アンケート調査等の検証結果により対応）

○4月以降の続行便対応方法の検討・実施

→積み残しが発生した場合、タクシーによる続行便対応
を検討

・その他

・公共交通施設と車両等のバリアフリー化

→路線バスへの低床バスの導入

・公共交通情報の充実とモビリティマネジメントの実施

→総合交通マップの作成検討

・地域公共交通に関する話題づくり

→広報はしもと、FM はしもと

2. その他

・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（自己評価）
について

別紙資料のとおり